

本事業は、SDGs の「12 つくる責任 つかう責任」
「15 陸の豊かさも守ろう」に資する取組です。

2021年7月28日（水）

愛知県環境局資源循環推進課
廃棄物監視指導室 監視グループ

担 当 大久保、中村

内 線 3083・3084

ダイヤル 052-954-6238

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導 (2021年6月)の結果について

愛知県では、年2回「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」を定め、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導やパトロール等を実施しています。(2021年5月31日記者発表済み。)

本年6月の指導強化月間では、解体工事に伴い排出される廃棄物の不適正処理を防止するため、昨年11月に引き続き、処理責任がある解体工事の元請業者(排出事業者)等に対する立入検査を重点的に実施するなど、以下の取組を行いました。

- **立入検査や不法投棄パトロール等 405件** (表1参照)
 - ・ 排出事業者に対する立入検査 89件
 - ・ 建設工事現場等に対する立入検査・パトロール 224件
 - ・ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査 92件

なお、上記の立入検査等405件のうち、解体工事の元請業者に対する立入検査は33件となっています。

また、立入検査等で判明した不適正な事案に対しては、文書による行政指導を30件行いました。(表2参照)

今後も、事業者等に対する監視・指導を継続し、廃棄物の不適正処理の未然防止に取り組んでいきます。

1 解体工事の元請業者に対する立入検査

解体工事の元請業者に対して立入検査(33件)を実施し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく実地確認の規定等の周知を図るとともに、解体工事に伴い排出される廃棄物の処理状況等を確認し、排出事業者責任や法令遵守について指導しました。

2 不適正な事案に対する文書指導

立入検査等で判明した不適正な事案に対しては、指示書等の文書による行政指導を30件行いました。

主な指導内容は、産業廃棄物の処理基準の遵守指導等です。

表1 立入件数と文書指導件数

(単位：件)

	立入件数	文書指導件数				計	
		行政処分	行政指導				
		改善命令	改善勧告	指示書	指導票		
排出事業者	89 (119)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (4)	5 (4)	
うち元請業者	25 (51)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	1 (3)	
建設 工事 現場等	建設工事現場	64 (38)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	2 (2)
	うち元請業者	8 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (2)	1 (2)
	保管場所・ 不法投棄・ 野焼きパト ロール等	160 (91)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	16 (4)	18 (5)
	小 計	224 (129)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	17 (6)	20 (7)
産業 廃棄物 処理 業者	収集運搬業者	32 (29)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)
	中間処理業者	48 (64)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (3)	2 (4)
	最終処分業者	12 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	小 計	92 (102)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	4 (3)	5 (5)
合 計	405 (350)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	24 (13)	30 (16)	

(注1) 立入件数、指導件数の()は昨年11月の実績。

(注2) 「改善命令」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による行政処分に該当する。

「改善勧告、指示書、指導票」は行政指導に該当する。

(注3) 「元請業者」は解体工事の元請業者を示す。

表2 文書による行政指導(30件)の主な内容

指導区分	件数	主な指導内容
指示書	6	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理基準の遵守を指導 PCB廃棄物の適正処理を指導
指導票	24	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の適正な委託処理を指導 不適正処理物の撤去を指導 野焼きの禁止を指導 産業廃棄物の処理基準の遵守を指導